

市区町村別集計項目(推進体制等)

愛知県	
市区町村数	54

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						31	41	19			53					
23	100	名古屋市	スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室	1	1	1	1	男女平等参画推進なごや条例	2002年3月29日	2002年4月1日		名古屋市男女平等参画基本計画2025	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
23	201	豊橋市	市民協働推進課	1	2	1	1	豊橋市男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日		豊橋市男女共同参画行動計画 とよはしハーモニープラン2018-2022	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
23	202	岡崎市	社会文化部 多様性社会推進課	1	2	1	1	岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例	2005年3月29日	2005年4月1日		ウィズプランおかさき~第5次岡崎市男女共同参画基本計画~	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
23	203	一宮市	政策課	1	2	1	1				0	第3次一宮市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
23	204	瀬戸市	まちづくり協働課	1	2	1	1				0	第2次瀬戸市女性活躍推進計画・第4次瀬戸市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
23	205	半田市	市民協働課	1	2	0	1	半田市男女共同参画推進条例	2005年7月12日	2005年7月12日		みんなが輝くチャレンジプラン(第3次半田市男女共同参画推進計画)	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
23	206	春日井市	男女共同参画課	1	1	1	1	春日井市男女共同参画推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日		第3次かすがい男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
23	207	豊川市	人権交通防犯課	1	2	1	1	豊川市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日		第3次豊川市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
23	208	津島市	人権推進課	1	2	1	1				0	津島市男女共同参画プラン2030	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
23	209	碧南市	地域協働課	1	2	0	0				0	第2次碧南市男女共同参画プラン	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
23	210	刈谷市	市民協働課	1	2	1	1	刈谷市男女共同参画推進条例	2019年9月30日	2019年10月1日		第3次刈谷市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
23	211	豊田市	市民活躍支援課	1	1	1	1				0	クローバープラン(第4次とよた男女共同参画プラン)	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
23	212	安城市	市民協働課	1	2	1	1	安城市男女共同参画推進条例	2008年3月26日	2008年4月1日		第4次安城市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
23	213	西尾市	地域つながり課	1	2	1	1				0	第2次西尾市男女共同参画プラン改訂版	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
23	214	蒲郡市	協働まちづくり課	1	2	0	1				0	第3次蒲郡市男女共同参画プラン	2021年6月 ~ 2026年3月	1	1	
23	215	犬山市	地域協働課	1	2	0	0				0	(第5次犬山市総合計画 改訂版)	2017年4月 ~ 2023年3月	0	0	
23	216	常滑市	市民協働課	1	2	1	0				0	(第6次常滑市総合計画)	2022年3月 ~ 2028年3月	0	0	
23	217	江南市	市民サービス課	1	2	1	1				0	第3次こうなん男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
23	219	小牧市	多世代交流プラザ	1	2	1	1	小牧市男女共同参画条例	2003年3月28日	2003年4月1日		第4次小牧市男女共同参画基本計画ハーモニーⅣ	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
23	220	稲沢市	市長公室地域協働課	1	2	1	1				0	いなざわ男女共同参画プランⅢ	2021年4月 ~ 2028年3月	1	1	
23	221	新城市	市民自治推進課	1	2	0	1				0	新城市パートナープラン 第2次新城市男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2032年3月	1	1	
23	222	東海市	女性・子ども課	1	1	1	1	東海市男女共同参画推進条例	2004年9月29日	2004年11月1日		東海市男女共同参画プランⅢ	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	
23	223	大府市	子ども未来課	1	2	1	1	おおぶ男女共同参画推進条例	2003年9月25日	2003年10月1日		おおぶ男女共同参画プランⅥ さんかく! おおぶ	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
23	224	知多市	子ども若者支援課	1	2	1	0				2	知多市男女共同参画行動計画(知多市ウィズプランⅢ)	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
23	225	知立市	協働推進課	1	2	1	1				0	第3次知立市男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
23	226	尾張旭市	多様性推進課	1	2	1	1	尾張旭市男女共同参画推進条例	2013年12月20日	2014年4月1日		第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し版	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
23	227	高浜市	文化スポーツグループ	1	2	0	0				0	(第6次高浜市総合計画)	2011年4月 ~ 2023年3月	0	0	
23	228	岩倉市	協働安全課	1	2	1	1				0	岩倉市男女共同参画基本計画2021-	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
23	229	豊明市	市民協働課	1	2	1	1				0	第3次とよあけ男女共同参画プラン(中間見直し版)	2021年4月 ~ 2026年3月	0	1	
23	230	日進市	市民協働課	1	2	0	1	日進市男女平等推進条例	2007年4月1日	2007年10月1日		第3次日進市男女平等推進プラン	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
23	231	田原市	企画課	1	2	1	1				0	田原市男女共同参画推進プランⅡ	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
23	232	愛西市	市民協働課	1	2	1	1				0	第4次愛西市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
23	233	清須市	生涯学習課	2	2	0	1				0	第2次清須市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
23	234	北名古屋市	総務課	1	2	1	1	北名古屋市男女共同参画推進条例	2006年3月20日	2006年3月20日		第2次北名古屋市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
23	235	弥富市	市民協働課	1	2	1	1	弥富市男女共同参画推進条例	2009年3月31日	2009年4月1日		第2次弥富市男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
23	236	みよし市	協働推進課	1	2	0	1	みよし市男女共同参画推進条例	2015年3月24日	2015年4月1日		みよし男女共同参画プランパートナー2019-2023	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
23	237	あま市	人権推進課	1	2	1	1	あま市男女共同参画推進条例	2012年3月23日	2012年4月1日		第2次あま市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
23	238	長久手市	たつせがある課	1	2	0	1	長久手市の男女共同参画を推進する条例	2009年3月31日	2009年4月1日		第3次長久手市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
23	302	東郷町	地域協働課	1	2	1	1	東郷町男女共同参画推進条例	2010年12月21日	2011年4月1日	0	第2次東郷町男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
23	342	豊山町	企画調整部	1	2	0	0				0	豊山町男女共同参画社会計画 第3次とよやまレインボープラン	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	0	1	
23	361	大口町	地域協働課	1	2	0	1				0	第四次おおぐち男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
23	362	扶桑町	政策調整課	1	2	1	1				0	第2次扶桑町男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
23	424	大治町	社会教育課	2	2	0	0				0	(第4次大治町総合計画(第5次大治町総合計画(2023年4月~)策定予定))	2011年4月 ~ 2022年3月	0	0	
23	425	蟹江町	政策推進室政策推進課	1	2	0	1				0	第2次蟹江町男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
23	427	飛島村	総務部企画課	1	2	0	0				0	飛島村男女共同参画推進プラン2019-2028	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
23	441	阿久比町	社会教育課	2	2	0	0				0	第2次阿久比町男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
23	442	東浦町	住民自治課	1	2	0	1				0	第3次東浦町男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
23	445	南知多町	企画財政課	1	2	0	0				0	第2次南知多町男女共同参画計画	2018年3月 ~ 2032年3月	1	1	
23	446	美浜町	企画課	1	2	0	0				0	美浜町男女共同参画プラン	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
23	447	武豊町	企画政策課	1	2	0	1				0	第3次武豊町男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
23	501	幸田町	企画政策課	1	2	0	1				2	第2次幸田町男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
23	561	設楽町	企画ダム対策課	1	2	1	1				0	第二次設楽町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
23	562	東栄町	総務課	1	2	0	0				0	東栄町第1次男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2025年3月	0	1	
23	563	豊根村	地域振興課	1	2	0	0				0					0

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			9						2	7	5	4	0	6	3	0	
23	100	名古屋市	名古屋市男女平等参画推進センター	イーブルなごや	460-0015	愛知県名古屋市中区大井町7番25号	052-331-5288	052-322-9458	https://e-able-nagoya.jp/		○	○			○		
23	201	豊橋市	豊橋市男女共同参画センター	パルモ	441-8075	豊橋市神野ふ頭町3番地の22	0532-33-2822	0532-33-2810	https://www.city.toyohashi.lg.jp/10880.htm		○	○			○		
23	202	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ	Libra(りぶら)	444-0059	愛知県岡崎市康生通西4丁目71番地	0564-23-3100	0564-23-3165	https://www.city.okazaki.lg.jp/libra/		○	○			○		
23	203	一宮市															
23	204	瀬戸市															
23	205	半田市															
23	206	春日井市	春日井市青少年女性センター	レディヤンかすがい	486-0844	春日井市鳥居松町2丁目247番地	0568-85-4188	0568-85-7890	https://www.city.kasugai.lg.jp/shisetsu/kouminkan/red-ivan/index.html	○		○			○		
23	207	豊川市															
23	208	津島市															
23	209	碧南市															
23	210	刈谷市															
23	211	豊田市	とよた男女共同参画センター	キラッ☆とよた	471-0034	愛知県豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階	0565-31-7780	0565-31-3270	https://clover-toyota.jp		○	○			○		
23	212	安城市															
23	213	西尾市															
23	214	蒲郡市															
23	215	犬山市															
23	216	常滑市															
23	217	江南市															
23	219	小牧市	小牧市まなび創造館女性センター		485-0041	愛知県小牧市小牧三丁目555番地	0568-71-9848	0568-71-9840	http://www.city.komaki.aichi.jp/		○	○			○		
23	220	稲沢市															
23	221	新城市															
23	222	東海市															
23	223	大府市	大府市石ヶ瀬会館	ミュージーいしがせ	474-0035	大府市江端町4-1	0562-48-0588	0562-44-9144	http://www.medias.ne.jp/~misigase/		○	○			○		
23	224	知多市	知多市男女共同参画センター	ウイズ	478-0065	知多市新知東町2丁目7-2	0562-56-6305	0562-56-6305	http://www.medias.ne.jp/~fureai/		○	○			○		
23	225	知立市															
23	226	尾張旭市															
23	227	高浜市	女性文化センター	女文	444-1332	高浜市湯山町六丁目6番地4	0566-52-5002	0566-52-5003	https://www.city.takahama.lg.jp/soshiki/bunka/760.html	○		○			○		
23	228	岩倉市															
23	229	豊明市															
23	230	日進市															
23	231	田原市															
23	232	愛西市															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)																		
			名称	愛称・通称	所在地等					施設形態		管理・運営主体									
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営						
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他				
23	233	清須市																			
23	234	北名古屋市																			
23	235	弥富市																			
23	236	みよし市																			
23	237	あま市																			
23	238	長久手市																			
23	302	東郷町																			
23	342	豊山町																			
23	361	大口町																			
23	362	扶桑町																			
23	424	大治町																			
23	425	蟹江町																			
23	427	飛鳥村																			
23	441	阿久比町																			
23	442	東浦町																			
23	445	南知多町																			
23	446	美浜町																			
23	447	武豊町																			
23	501	幸田町																			
23	561	設楽町																			
23	562	東栄町																			
23	563	豊根村																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			9					9	9	8	7	0	4	3	0	3	
23	100	名古屋市	名古屋市男女平等参画推進センター	2003年6月18日	7	13	22,984	○	○	○			○	○			
23	201	豊橋市	豊橋市男女共同参画センター	1994年5月2日	0	8	2,100	○	○	○	○		○				
23	202	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ	2008年11月1日	6	2	7,129	○	○	○	○		○	○			
23	203	一宮市			0	0	0										
23	204	瀬戸市			0	0	0										
23	205	半田市			0	0	0										
23	206	春日井市	春日井市青少年女性センター	1991年1月13日	6	7	53,260	○	○	○	○					○	
23	207	豊川市			0	0	0										
23	208	津島市			0	0	0										
23	209	碧南市			0	0	0										
23	210	刈谷市			0	0	0										
23	211	豊田市	とよた男女共同参画センター	2005年4月1日	3	11	12,503	○	○	○	○					○	男女用同参画プランの策定・進捗管理
23	212	安城市			0	0	0										
23	213	西尾市			0	0	0										
23	214	蒲郡市			0	0	0										
23	215	犬山市			0	0	0										
23	216	常滑市			0	0	0										
23	217	江南市			0	0	0										
23	219	小牧市	小牧市まなび創造館女性センター	1995年9月21日	8	4	40,668	○	○		○		○	○		○	
23	220	稲沢市			0	0	0										
23	221	新城市			0	0	0										
23	222	東海市			0	0	0										
23	223	大府市	大府市石ヶ瀬会館	1989年4月1日	3	7	10,630	○	○	○	○						
23	224	知多市	知多市男女共同参画センター	2000年4月1日	0	3	6,193	○	○	○	○						
23	225	知立市			0	0	0										
23	226	尾張旭市			0	0	0										
23	227	高浜市	女性文化センター	1995年4月1日	0	1	0	○	○	○							
23	228	岩倉市			0	0	0										
23	229	豊明市			0	0	0										
23	230	日進市			0	0	0										
23	231	田原市			0	0	0										
23	232	愛西市			0	0	0										
23	233	清須市			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
23	234	北名古屋市			0	0	0											
23	235	弥富市			0	0	0											
23	236	みよし市			0	0	0											
23	237	あま市			0	0	0											
23	238	長久手市			0	0	0											
23	302	東郷町			0	0	0											
23	342	豊山町			0	0	0											
23	361	大口町			0	0	0											
23	362	扶桑町			0	0	0											
23	424	大治町			0	0	0											
23	425	蟹江町			0	0	0											
23	427	飛島村			0	0	0											
23	441	阿久比町			0	0	0											
23	442	東浦町			0	0	0											
23	445	南知多町			0	0	0											
23	446	美浜町			0	0	0											
23	447	武豊町			0	0	0											
23	501	幸田町			0	0	0											
23	561	設楽町			0	0	0											
23	562	東栄町			0	0	0											
23	563	豊根村			0	0	0											

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

愛知県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況															
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
				1			38	0	0.0	51	2	3.9	16	0	0.0	16	0	0.0	6,676	446	6.7
23	100	名古屋市				1	0	0.0	3	1	33.3										
23	201	豊橋市				1	0	0.0	2	0	0.0							427	13	3.0	
23	202	岡崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							556	7	1.3	
23	203	一宮市				1	0	0.0	2	0	0.0							815	71	8.7	
23	204	瀬戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							20	0	0.0	
23	205	半田市				1	0	0.0	1	0	0.0							42	1	2.4	
23	206	春日井市				1	0	0.0	2	0	0.0							558	73	13.1	
23	207	豊川市				1	0	0.0	2	0	0.0							185	9	4.9	
23	208	津島市				1	0	0.0	1	0	0.0							217	38	17.5	
23	209	碧南市				1	0	0.0	1	0	0.0							120	0	0.0	
23	210	刈谷市				1	0	0.0	2	0	0.0							23	0	0.0	
23	211	豊田市				1	0	0.0	2	0	0.0							298	2	0.7	
23	212	安城市				1	0	0.0	1	0	0.0							81	3	3.7	
23	213	西尾市				1	0	0.0	2	1	50.0							401	9	2.2	
23	214	蒲郡市				1	0	0.0	1	0	0.0							48	0	0.0	
23	215	犬山市				1	0	0.0	1	0	0.0							317	25	7.9	
23	216	常滑市				1	0	0.0	1	0	0.0							28	0	0.0	
23	217	江南市	2010年2月20日	江南市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							136	12	8.8	
23	219	小牧市				1	0	0.0	2	0	0.0							129	4	3.1	
23	220	稲沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							312	19	6.1	
23	221	新城市				1	0	0.0	1	0	0.0							136	0	0.0	
23	222	東海市				1	0	0.0	2	0	0.0							110	12	10.9	
23	223	大府市				1	0	0.0	2	0	0.0							318	48	15.1	
23	224	知多市				1	0	0.0	2	0	0.0							61	6	9.8	
23	225	知立市				1	0	0.0	1	0	0.0							31	2	6.5	
23	226	尾張旭市				1	0	0.0	1	0	0.0							247	26	10.5	
23	227	高浜市				1	0	0.0	1	0	0.0							18	0	0.0	
23	228	岩倉市				1	0	0.0	1	0	0.0							30	0	0.0	
23	229	豊明市				1	0	0.0	1	0	0.0							182	25	13.7	
23	230	日進市				1	0	0.0	1	0	0.0							19	2	10.5	
23	231	田原市				1	0	0.0	1	0	0.0							126	0	0.0	
23	232	愛西市				1	0	0.0	1	0	0.0							67	1	1.5	
23	233	清須市				1	0	0.0	1	0	0.0							38	3	7.9	
23	234	北名古屋市				1	0	0.0	0	0								32	0	0.0	
23	235	弥富市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	3	3.9	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち 女性市区長数	女性比率 (%)	副市区長数	うち 女性副市区長数	女性比率 (%)	町村長数	うち 女性町村長数	女性比率 (%)	副町村長数	うち 女性副町村長数	女性比率 (%)	自治会長数	うち 女性自治会長数	女性比率 (%)
23	236	みよし市				1	0	0.0	1	0	0.0						25	0	0.0	
23	237	あま市				1	0	0.0	1	0	0.0						42	1	2.4	
23	238	長久手市				1	0	0.0	1	0	0.0						110	16	14.5	
23	302	東郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	1	5.6
23	342	豊山町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	4	14.8
23	361	大口町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
23	362	扶桑町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
23	424	大治町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	6	12.2
23	425	蟹江町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	3	9.7
23	427	飛島村										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
23	441	阿久比町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	1	4.3
23	442	東浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
23	445	南知多町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
23	446	美浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
23	447	武豊町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
23	501	幸田町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
23	561	設楽町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
23	562	東栄町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
23	563	豊根村										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0

- <選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

都道府県	市区町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード						
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他
23	442	東浦町	40.0	2032年3月	43	37	504	142	28.2	法律又は法令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例、規則等により設置されている懇談会、会議等、要綱等により設置されている懇談会、会議等	26	23	302	90	29.8	5	3	27	5	18.5	28	1	3.6	29	1	3.4	1		1		1	
23	445	南知多町	30.0	2031年3月	22	14	438	67	15.3	法令・条例に基づく附属機関	22	14	438	67	15.3	5	1	27	2	7.4	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1	
23	446	美浜町	30.0	2023年3月	25	20	239	74	31.0	条例、規則等により設置されている協議会等	25	20	239	74	31.0	5	2	39	4	10.3	20	3	15.0	21	3	14.3	1		1		1	
23	447	武豊町	西暦2026年3月までに40%~60%		24	22	339	95	28.0	法律または政令により設置されている審議会等	26	24	413	117	28.3	5	2	30	5	16.7	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1	
23	501	幸田町	30.0	2024年3月	31	25	365	84	23.0	地方自治法(第202条の3)の法令に基づく機関及び条例に基づく機関	31	25	365	84	23.0	5	4	27	6	22.2	19	4	21.1	20	4	20.0	1		1		1	
23	561	設楽町	25.0	2029年3月	16	7	156	26	16.7	審議会等が(町が独自に設置したものを含む)の構成員等	11	5	135	21	15.6	5	3	21	5	23.8	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
23	562	東栄町									10	4	134	7	5.2	4	4	18	4	22.2	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1		1	
23	563	豊根村									12	8	133	25	18.8	5	2	20	3	15.0	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他										
23	206	春日井市	1	春日井市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、公権力の行使に関わらないもので、職務遂行上又は事務処理上支障がないものとして、次に掲げるものとする。(1) 名札、席次表等単に氏名が記載された文書等 (2) その他法令に基づかない軽易な文書等で、任命権者が認めるもの。	春日井市議会	1	3	1	春日井市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第83条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
23	207	豊川市	1	豊川市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認申請)第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を任命権者に提出し、承認を受けるものとする。2 前項の旧姓使用承認申請書は、豊川市職員服務規程(昭和53年訓令第6号)第6条に規定する履歴書記載事項変更・追加届に添えて提出する。3 前2項の規定にかかわらず、新たに採用された職員については、採用後1か月以内に旧姓使用承認申請書を提出することにより第1項の承認を受けることができる。	豊川市議会	1	2	1	豊川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	
23	208	津島市	1	津島市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた職員について、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員(臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。)に適用する。 (承認要請) 第3条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、市長に申請し、承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、所属長を経て人事秘書課に提出するものとする。 (承認通知) 第4条 市長が旧姓の使用を承認したときは、市長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (承認の取消) 第5条 市長は、職員の旧姓使用によって職務を遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (使用中止届) 第6条 第4条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経て市長に提出しなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第7条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (所属長及び使用者の責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び他の職員等に誤解や混乱が生じることのないように努めなければならない。 (他団体等への派遣職員の取扱い) 第9条 他の地方公共団体及び公益的法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 付 則 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。	津島市議会	1	2	1	津島市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第85条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	1
23	209	碧南市	2		碧南市議会	1	2	1	碧南市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	
23	210	刈谷市	4		刈谷市議会	1	2	1	刈谷市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、忌引、疾病、看護、介護、配偶者の出産補助、育児、災害その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	1
23	211	豊田市	1	豊田市職員旧姓使用取扱要綱 第4条 市長は、前条の申請に対して公務遂行上または事務処理上支障がないと認められるときは、旧姓使用を承認するものとする。	豊田市議会	1	2	1	豊田市議会会議規則 第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため会議に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産		育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
23	222	東海市	3	東海市議会	1	2	1	東海市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないとき、又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2項 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2		1	1	1	1	1	1	
23	223	大府市	2	大府市議会	1	2	1	大府市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	減額の規定はあるが、適用除外となっている。	1	1	1	1	1	1	
23	224	知多市	1	知多市議会	1	3	1	知多市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
23	225	知立市	1	愛知県知立市議会	1	2	1	知立市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例を定め、減額適用除外としている。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 議会の会議等 定例会及び臨時会の本会議並びに知立市議会委員会条例(昭和45年知立市条例第5号)に基づき設置された委員会をいう。 (2) 長期欠席期間 議員が議会の会議等に出席しない期間で、当該期間が90日を超えるものをいう。 (3) 公務上の災害等 知立市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和45年知立市条例第32号)に基づき認定された公務又は通勤による災害をいう。 (議員報酬の減額) 第3条 議員に長期欠席期間が生じたときは、議員報酬を減額する。 2 前項の規定による議員報酬の減額は、長期欠席期間の開始日(以下「欠席開始日」という。)から起算して90日を経過した日から議会の会議等に出席した日の前日までの期間について行い、減額の方法は、当該長期欠席期間が生じた議員が議員報酬条例の規定により支給を受けるべき議員報酬の月額を当該減額を受ける月の現日数で除して得た額に当該月における長期欠席期間(欠席開始日から起算して90日を経過する日までの期間を除く。以下この項において「報酬減額期間」という。)に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、当該月に支給する当該議員の議員報酬から減額することによる。この場合において、当該月に支給する長期欠席期間が報酬減額期間分のいずれかに該当するときは、当該月に支給する当該議員の議員報酬から減額すべき額は、それぞれの報酬減額期間分に該当する日数に応じて、日割りにより計算する。 (1) 欠席開始日から起算して180日を超えない期間 100分の20 (2) 欠席開始日から起算して180日を超え、365日を超えない期間 100分の30 (3) 欠席開始日から起算して365日を超える期間 100分の50 3 前2項の規定により議員報酬を減額する際、既に当該減額を受ける月の議員報酬が支払われているとき、又は支給日が差し迫っているため減額することができないときは、翌月の議員報酬から当該減額されるべき額を差し引いて支給するものとする。この場合において、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、当該減額はなかったものとみなす。 (期末手当の減額) 第4条 議員に6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月の期間(以下この条において「期末手当減額対象期間」という。)において長期欠席期間(その開始日から起算して90日を経過する日までの期間を除く。次項において同じ。)が生じたときは、期末手当を減額する。 2 前項の規定による期末手当の減額の方法は、長期欠席期間があった議員が議員報酬条例の規定により支給を受けるべき期末手当の額を当該減額を受ける期末手当減額対象期間の日数で除して得た額に当該期末手当減額対象期間における長期欠席期間の日数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる期間の区分(以下この項において「期末手当減額期間区分」という。)に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を、当該基準日に対応する支給日に支給する当該議員の期末手当から減額することによる。この場合において、期末手当減額対象期間における長期欠席期間が期末手当減額期間区分のいずれかに該当するときは、当該期末手当減額対象期間に係る期末手当から減額すべき額は、それぞれの期末手当減額期間区分に該当する日数に応じて、日割りにより計算する。 (1) 欠席開始日から起算して180日を超えない期間 100分の20 (2) 欠席開始日から起算して180日を超え、365日を超えない期間 100分の30 (3) 欠席開始日から起算して365日を超える期間 100分の50 (適用除外) 第5条 議員が次に掲げる事由により議会の会議等を長期欠席したときは、前2条の規定は、適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項本文に規定する期間の範囲内に限る。 (3) その他議長が前2号の事由に準ずると認める事由	1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
									議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
23	226	尾張旭市	1	尾張旭市旧姓使用取扱要綱 第2条第1項 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経由して市長に提出し、承認を受けなければならない。	尾張旭市議会	1	4	2		2			2	4	2	4	1	1		
23	227	高浜市	1	高浜市職員の旧姓使用に関する要項 第1条 この要綱は、婚姻、離婚、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた職員について、当該改める前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (職員の範囲) 第2条 旧姓を使用できる職員の範囲は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員とする。ただし、婚姻等により氏を改めた後、相当の期間の経過により、その改めた氏の呼称が社会的に認知されていると認められる職員については、この限りでない。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当しないものであって、概おむね別表に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの (2) 滞納処分その他公権力の行使に関わるもの (3) 職員の身分を証明するもの (4) 税務署、共済組合、年金事務所、銀行等の外部機関の事務に支障を及ぼすおそれのあるもの (5) 前各号に掲げるもののほか、特に支障があると任命権者が認めるもの (旧姓使用の届出) 第4条 旧姓使用を希望する職員は、旧姓使用届出書(様式第1)により、所属長を経て任命権者に届け出なければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 前条の規定による届出をした職員が旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(様式第2)により、所属長を経て任命権者に届け出なければならない。 (真偽) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び他の職員等に無用な誤解や混乱が生じることのないよう努めなければならない。 (人事異動の場合の取扱い) 第7条 任命権者は、旧姓を使用している職員が任命権者を異にして異動したときは、第4条の規定による届出の内容を異動後の任命権者に引き継ぐものとする。 (健別) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	高浜市議会	1	2	1		1			1	1	1	1	1	1	1	
23	228	岩倉市	1	岩倉市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、岩倉市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用が できる 範囲) 第2条 旧姓の使用が できる 範囲は、次の各号に定める文書等とする。 (1) 公権力の行使に当たらない文書等 (2) 職員の身分関係を規定するものではない文書等 (3) 職務遂行上又は事務処理上支障が生ずるおそれのない文書等 (4) 前各号に掲げるもののほか、特に支障がないと任命権者が認めるもの (旧姓使用の承認申請) 第3条 旧姓の使用を希望する職員は、旧姓使用承認申請書(様式第1)により、所属長を経由して任命権者に申請しなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用職員の責務) 第5条 旧姓の使用を承認された職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓を使用するにあたり、市民、職員及び関係機関に誤解を生じさせたり、混乱を招いたりしないよう常に留意しなければならない。 2 旧姓使用職員は、旧姓の使用を認められた文書等には、常に旧姓を使用しなければならない。 3 旧姓使用職員は、所属を異動することとなったときは、自らが旧姓使用職員である旨を異動先の所属長に報告するとともに、旧姓使用承認通知書の写しを提出しなければならない。 (所属長の責務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。よう努めなければならない。 (旧姓使用の承認取消)(旧姓使用の承認取消) 第7条 任命権者任命権者は、第4条の承認をした後において、旧姓使用職員が旧姓の使用を承認した後において、旧姓使用職員が旧姓を使用することが職務遂行上又は事務処理上支障が生ずるときは、当該職員の旧姓は、当該職員の旧姓の使用の承認を取り消すことができる。使用の承認を取り消すことができる。 2 任命権者任命権者は、前項の規定により旧姓使用職員の旧姓使用を取り消す、前項の規定により旧姓使用職員の旧姓使用を取り消したときは、旧姓使用取消通知書(様式第3)により、その旨を所属長を経由して、旧姓使用取消通知書(様式第3)により、その旨を所属長を経由して当該職員に通知するものとする。由して当該職員に通知するものとする。	愛知県岩倉市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない													
									1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。																	
23	228	岩倉市	(旧姓使用の中止)(旧姓使用の中止) 第8条 旧姓使用職員は、旧姓旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止申請書用紙(様式第4)により、所屬長を経由して(様式第4)により、所屬長を経由して任命権者任命権者に申請申請しなければならない。なければならない。 2 任命権者任命権者は、前項の、前項の申請申請に対して旧姓の使用の中止承認したときは、使用の中止承認したときは、旧姓使用中止旧姓使用中止承認通知書(様式第5)により通知書(様式第5)により、その旨を所屬長を経由し、その旨を所屬長を経由して当該職員に通知するものとする。 3 第1項の規定により旧姓第1項の規定により旧姓の使用を中止した職員は、戸籍上の氏を改め使用を中止した職員は、戸籍上の氏を改めた場合を除き、特別の事由がない限り、再び同じ旧姓の場合を除き、特別の事由がない限り、再び同じ旧姓の使用を申請することはない。ことではない。 (旧姓使用職員の記録等)(旧姓使用職員の記録等) 第9条 任命権者任命権者は、第4条第1項、第7条第1項及びは、第4条第1項、第7条第1項及び前条第2項の規定第2項の規定により旧姓により旧姓の使用に係る承認等をしたときは、旧姓使用職員台帳(様式使用に係る承認等をしたときは、旧姓使用職員台帳(様式第6)により当該承認等の内容を管理するものとする。 第6)により当該承認等の内容を管理するものとする。 (経制) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用について必要な事項この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用について必要な事項は、任命権者任命権者が別に定める。が別に定める。 附則 この要綱は、令和3年4月11日から施行する。				豊明市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。																	
23	229	豊明市	1	豊明市議員の旧姓使用に関する取扱い要綱 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に定めるものとする。 (1) 専ら組織内部で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できるもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (3) 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせおそれがないもの	豊明市議会	1	3	1		2														
23	230	日進市	1	日進市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	日進市議会	1	3	1		2														
23	231	田原市	1	田原市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1) 氏名が記載されているのみで、対外的に効果を生じない文書等 (2) 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できる内容のもの (3) 職員の権利義務に関する文書等で、当該旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの (4) 前3号に掲げるもののほか、法令等に基づかない簡易な文書等で所屬長が適当と認めるもの 2 次各号に掲げる文書等については、旧姓を使用することはできないものとする。 (1) 職員の身分関係に関する文書等で、法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (2) 職員の権利義務に関する文書等で、法令等に根拠があり、又は法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (3) 公権力の行使に関わる文書 (4) 前3号に掲げるもののほか、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせおそれがあると市長が認めるもの	田原市議会	1	2	1		2														
23	232	愛西市	3		愛西市議会	1	2	1		2														
23	233	清須市	1	清須市職員旧姓等使用取扱規定(平成21年9月30日訓令第32号) 第2条 職員は、市長の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓等を職場での呼称として使用することができる。	清須市議会	2																		

都 道 府 県 市 区 町 村 コ ロ ド	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
		職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
23	342	豊山町	2		豊山町議会	1	2	1	豊山町議会の会議に関する規程 第2条 (欠席の届出) 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。	2						1	1	1	1	1	1	
23	361	大口町	4		大口町議会	1	2	1	大口町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4	
23	362	扶桑町	1	扶桑町職員旧姓使用取扱要綱 第1条	扶桑町議会	1	2	1	扶桑町議会会議規則 第2条第2項	2						1	1	1	1	1	1	
23	424	大治町	1	大治町職員旧姓使用取扱規程 第三条 職員は、任命権者の承認を受けて、法令、条例等の規定に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等において、旧姓を使用することができる。	大治町議会	1	2	1	大治町議会会議規則 第二条第二項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
23	425	蟹江町	4		蟹江町議会	1	2	1	蟹江町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の場合において、議員が出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						4	1	4	1	1	1	1
23	427	飛鳥村	4		飛鳥村議会	1	2	1	飛鳥村議会規則 第2条 省略 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1
23	441	阿久比町	2		阿久比町議会	1	2	1	阿久比町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4	
23	442	東浦町	2		東浦町議会	1	2	1	東浦町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
23	445	南知多町	2		南知多町議会	1	2	1	南知多町議会の会議に関する規則 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
23	446	美浜町	2		美浜町議会	1	3	1	美浜町議会会議規則(平成2年12月25日議会規則第2号) 第1章 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	4	1	1	1	1

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。			
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。				
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメント(規定)がある(ハラスメント防止規定)を設けている 2. 議員向け相談窓口を設けている 3. ハラスメント防止研修を実施している 4. その他	その他内容				1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)					
		1	0	15	5	0	0	0		2	1	4		13				
		2	7	4	0	0	0	0		1	4	18		39				
		0	0	35	0	0	10	0		7	49	0		2				
		51	47		0	0	0	2				32						
23	100	名古屋	2	4	1					1	2	2		1	名古屋地域防災計画 第2章 第14節 地域防災力の向上 また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	市政に対する興味・関心を高めるため、「なごや子ども市会」を開催している。	名古屋地域防災計画	
23	201	豊橋	4	4	3						3	4		2				
23	202	岡崎市	4	4	1			3		3	3	2		1	①岡崎市地域防災計画～風水害等対策計画～ ②岡崎市地域防災計画～地震災害対策計画～ ①岡崎市地域防災計画～風水害等対策計画～ 4 応急活動のためのマニュアルの作成等 男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 ②岡崎市地域防災計画～地震災害対策計画～ 3 女性特有のニーズ把握 市は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するためのニーズ把握を行う。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズの把握を優先的に行う。			
23	203	一宮	4	4	3						3	2		2				
23	204	瀬戸	4	4	3						2	4		2				
23	205	半田市	4	2	1			3		1	3	4		1	半田市地域防災計画、半田市水防計画 市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と市民協働課が連携し明確化しておくよう努める。	出産育児環境等のルール化についてを申合せで決めています。		
23	206	春日井	4	4	3						3	2		2				
23	207	豊川	4	4	3						3	2		2				
23	208	津島	4	4	3						3	4		2				
23	209	碧南	4	4	3						3	2		2				
23	210	刈谷	4	4	3						3	2		1	地域防災計画(地震・津波災害対策計画、風水害等災害対策計画) 地震編22頁 風水害編65頁 また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。			
23	211	豊田	4	4	3						3	2		2				
23	212	安城市	4	4	1	1					3	2		1	安城市地域防災計画 第1節1(4)また、市は、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局は災害対応について、防災担当部局を通じて、庁内及び避難所等へ情報提供を行うこととし、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	安城市議会議員政治倫理条例 第9条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (1)議員としての品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。 (4)市等の職員に対し嫌がらせ、恫(どう)喝、強要その他の行為をし、その公正な職務の執行を妨げ、又はその職務権限を不正に行使するよう働きかけをしないこと。		
23	213	西尾	4	4	3						3	4		2				
23	214	蒲郡	4	4	3						3	4		2				

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。									
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	問12 問11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。													
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関. 定す ハ ラ ス メ ン ト 規 定 有 り 無 し	2 す ハ ラ ス メ ン ト 規 定 有 り 無 し	3 に 関 す ハ ラ ス メ ン ト 規 定 有 り 無 し	4 そ の 他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後、取り組む予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)									
23	215	大山市	4	4	1	1		3				3	3	4			2								
										大山市議会ハラスメントの防止に関する要綱 大山市議会ハラスメントの防止に関する要綱(目的) 第1条 この要綱は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の措置に関し必要な事項を定めることにより、すべての議員及び職員が個人としての尊厳を尊重された良好な環境を確保し、もってハラスメントの防止に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ハラスメント セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメント及びその他の誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。 (2) 職員 市長、副市長、教育長及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の者をいう。 (適用範囲) 第3条 この要綱は、議員間又は議員と職員の間において生じた問題について適用する。 (議長の責務) 第4条 議長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。 (議員の責務) 第5条 議員は、他の議員及び職員の人権を尊重し、議員活動遂行上対等な立場にあることを自覚し、ハラスメントをしてはならない。 2 議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 (相談及び苦情の申出) 第6条 ハラスメントを受けた若しくは目撃した議員又は職員は、議長に対し、ハラスメントに関する相談及び苦情を書面又は口頭により申し出ることができる。 2 前項の申出は、ハラスメントを未然に防止する観点から、ハラスメントの発生のおそれがある場合にも行うことができる。 (ハラスメント苦情処理委員会の設置) 第7条 議長は、ハラスメントに関する相談及び苦情について、公正かつ適正に対応するため、ハラスメント苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) ハラスメントに係る事実関係の調査に関すること。 (2) ハラスメントに係る対応措置に関すること。 (3) ハラスメントの防止に関すること。 (4) その他ハラスメントに関し、議長が必要と認める事項に関すること。 3 委員は、議長が指名する者をもって充てる。 4 委員会は、議員と職員の間において生じた問題の対応に当たり、関係部局と連携する。 5 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。 (プライバシーの保護) 第8条 議員及び職員は、ハラスメントの当事者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (雑則) 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。 附 則 この要綱は、令和3年4月23日から施行する。															
23	216	常滑市	4	4	3								3	4			2								
23	217	江南市	4	4	1	1							3	2			1	江南市地域防災計画 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。							
23	219	小牧市	4	2	1			3				3	3	1			2	小牧市議会議員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓を使用しようとする議員は、議長にその旨を書面により申し出なければならない。ただし、次に掲げる事項については、旧姓を使用することができない。 (1) 法令等の規定により旧姓の使用が認められていないもの (2) 旧姓を使用することが適当でない議長が判断するもの							

都	市	区	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターのために実施していることがあればご記入ください。	
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターのために実施していることがあればご記入ください。				
県	村	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 関. 定するハ ラ等)が 定メン ある倫 理防 規止	2 す. 議員向 スメン を設 置して いる に 関. 定する ハ ラ等)が 定メン ある倫 理防 規止	3 を すハ 行 るラ ッ 議 ス メ ン 向 け た 研 修 止	4 そ 他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
23	230	日進市	4	4	3								3	1	日進市議会議員の通称名等の使用に関する規程 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用許可申請書(様式1)を議長に提出し承認を得なければならない。 2 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。	1	日進市地域防災計画<地震災害対策計画> 日進市地域防災計画<風水害・原子力等災害対策計画> 市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
23	231	田原市	2	2	2								3	4			2
23	232	愛西市	4	4	1				4	ハラスメント防止に関する周知			3	4			2
23	233	清須市	4	4	3								3	4			2
23	234	北名古屋市	4	2	1								3	1	北名古屋市議会議員氏名の通称名等の使用に関する規程 第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称等(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第89条第9項に規定する通称の使用が認定された場合 当該認定を受けた通称 (2) 氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下「通用字体」と総称する。)と異なる字体が氏名に用いられている場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍等に記載された氏を変更した場合 変更前の氏	2	
23	235	弥富市	4	4	3								3	2		1	弥富市地域防災計画 第3節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 第3 応急活動のためのマニュアルの作成等 また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
23	236	みよし市	4	4	3								3	4		1	みよし市地域防災計画 “(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携について徹底を図る。 また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。”
23	237	あま市	4	4	3								3	4			2
23	238	長久手市	4	4	1			3				3	3	2			2
23	302	東郷町	4	4	3								3	2			2
23	342	豊山町	4	4	2								2	2			2
23	381	大口町	4	4	2								2	4			2
23	382	扶桑町	4	4	3								3	4			2
23	424	大治町	4	4	3								3	4			2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関. 定すハ ラ等(等)規 定メ が定 ヘン 倫 理 規 止	2 す. 議 員 向 け 相 談 に 関 する 設 置 し て い る	3 を す ハ ラ 行 う 議 員 メ 向 け ト 研 修 止	4 ・ そ 他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
23	425	蟹江町	4	4	1	1				蟹江町議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 (2) 町が行う許可、認可又は委託及び議員の契約並びに指定管理者の指定に関し、特定の業者又は団体のため不正な許可又は契約をするよう働きかけないこと。 (3) 政治活動に関し、企業その他の団体(政党及び政治団体を除く。)から政治的又は道義的批判を受けおそれのある寄付を受けないものとし、議員の後援団体についても同様とする。 (4) 町職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行役するよう働きかけないこと。 (5) 町及び町が構成団体となっている一部事務組合等の議員の採用、昇格、異動等の人事に関し、その地位を利用して推薦又は紹介をしないこと。 (6) 町からその活動、運営に対する補助金、助成金又は交付金を受けている団体、法人等の代表者の地位に就任しないこと。 2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑念を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑念の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。						2
23	427	飛島村	4	4	3						3	4		1	飛島村地域防災計画 4 応急活動のためのマニュアルの作成等 村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。また、村及び飛島、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。	
23	441	阿久比町	4	4	3						3	4		1	阿久比町地域防災計画(風水害等対策災害対策計画及び地震・津波災害対策計画) 第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1 県(防災安全局、建設局、関係局、町(建設経済部建設環境課、総務部防災交通課)及び防災関係機関における措置 (4)応急活動のためのマニュアルの作成等 県、町及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 また、県及び町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。	
23	442	東浦町	4	2	1			3	4	ハラスメントに関する冊子を購入し、全議員および議会事務局職員に配付した。	3		2		2	
23	445	南知多町	4	4	3						3	4			2	
23	446	美浜町	4	4	3						3	4			3	
23	447	武豊町	4	4	3						3	4			2	
23	501	幸田町	4	4	3						3	4			2	
23	561	設楽町	1	4	3						3	4		1	設楽町地域防災計画 県及び町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。	
23	562	東栄町	4	4	3						3	4			3	
23	563	豊根村	4	4	3						3	4			2	